

東京都計画第一種市街地再開発事業の決定

都市計画虎ノ門一丁目東地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の[]は全幅員を示す。

名 称	虎ノ門一丁目東地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積	約 1.1ha				
公共施設の 配置 及び規模	道 路	種 別	名 称	規 模	備 考
		幹線街路	補助線街路第 1 号線	別に都市計画において定めるとおり	拡幅（隅切り）
			放射第 21 号線	別に都市計画において定めるとおり	拡幅
		区画道路	特別区道第 1011 号線	幅員 6.0～20.1m [10～24.1m]、延長 約 100m	拡幅
建築物の 整備	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	建築物の高さの限度	備 考
	約 5,500 m ²	約 126,000 m ² [約 96,000 m ²]	事務所、店舗、駐車場等	高層部：180m 中層部：55m 低層部：15m	高さの基準点は T.P. +6.1m とする。
建築敷地の 整備	建築敷地面積	整 備 計 画			
	約 6,400 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・銀座線虎ノ門駅や日比谷線虎ノ門ヒルズ駅に連絡する地下歩行者通路の地上出入口等を整備する。 ・特別区道第 1011 号線、特別区道第 1166 号線の各沿道に歩道状空地を整備するとともに、地下歩行者通路の整備を行い、地区内外の回遊性を高める歩行者ネットワークを形成する。 ・建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図 3 に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物等はこの限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> 1 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等及びこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの 2 歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける屋根、ひさし、落下防止柵その他これらに類するもの 3 地下鉄駅出入口施設等の公益上必要な建築物その他これらに類するもの 4 建築物の出入口の上部に位置するひさしの部分 5 給排気施設の部分 			
参 考	都市再生特別地区及び再開発等促進区を定める地区計画区域内にあり				

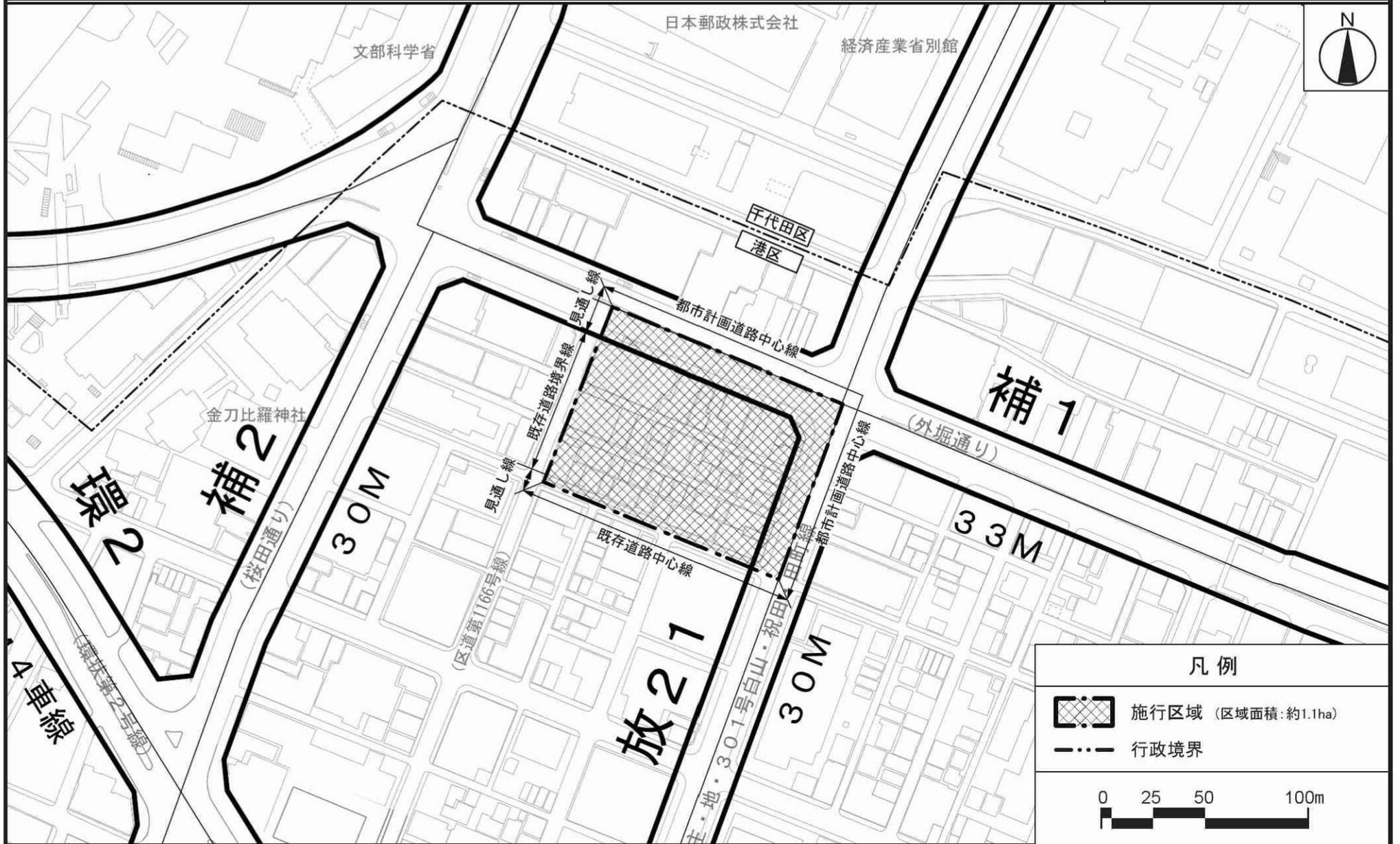
「施行区域、公共施設の配置及び建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり」

理由：土地の合理的かつ健全な土地利用や都市機能の更新、防災性の向上、交通結節機能の強化等を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業

(施行区域図)

虎ノ門一丁目東地区第一種市街地再開発事業 計画図 1



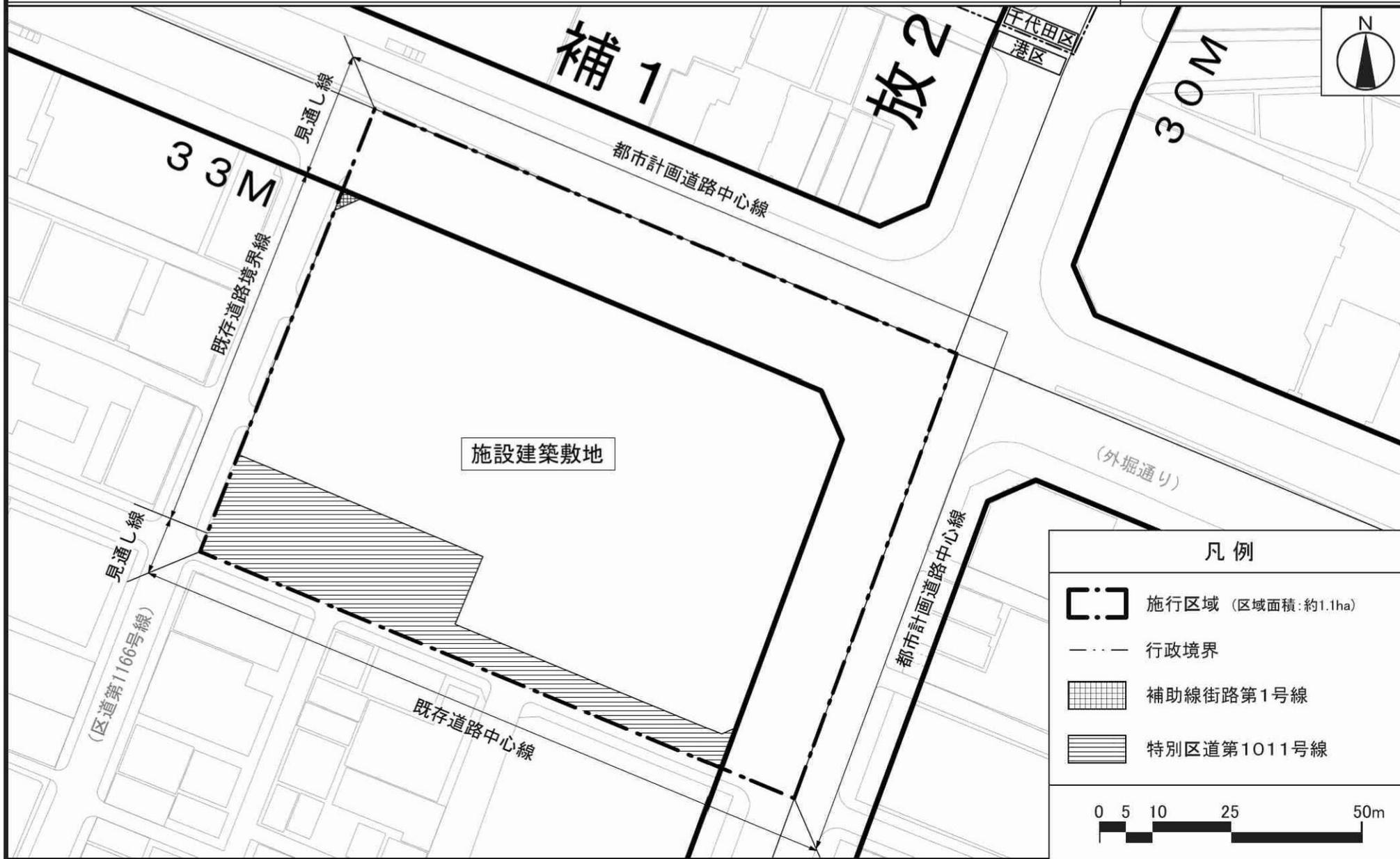
この地図は、国土地理院院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基交第571号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号)31都市基街都第161号、令和元年10月1日

東京都市計画第一種市街地再開発事業

虎ノ門一丁目東地区第一種市街地再開発事業

計画図 2

(公共施設の配置図)



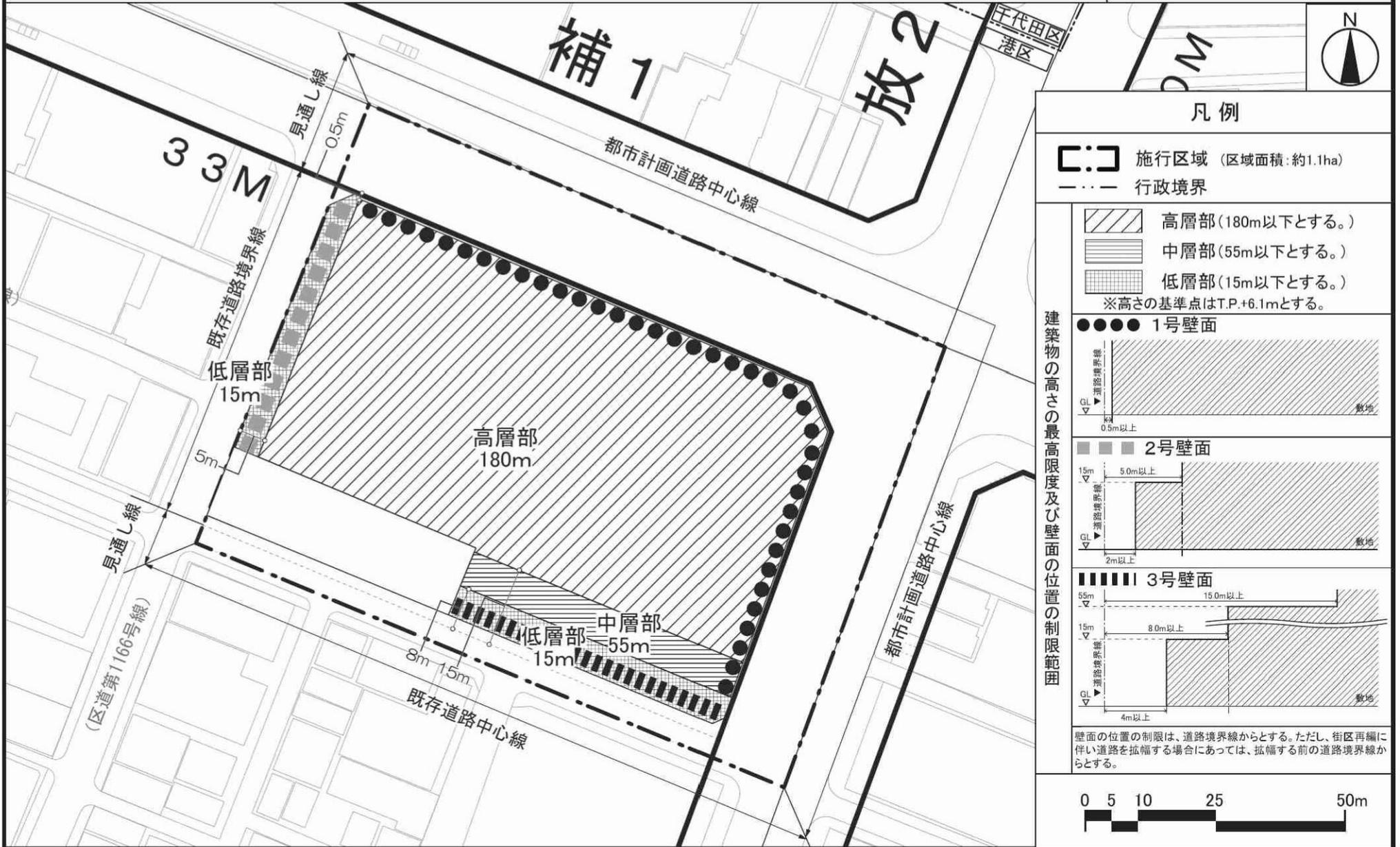
この地図は、国土地理院院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基交第571号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 31都市基街都第161号、令和元年10月1日

東京都市計画第一種市街地再開発事業

虎ノ門一丁目東地区第一種市街地再開発事業

計画図 3

(建築物の高さの限度・
壁面の位置の制限図)



この地図は、国土地理院院長の承認 (平24関公第269号) を得て作成した東京都地形図 (S=1:2,500) を使用 (31都市基交第571号) して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 31都市基街都第161号、令和元年10月1日